

平成18年度

病害虫発生予察特殊報 第1号

平成18年8月10日

茨城県病害虫防除所

Tel : 029-227-2445

病原ウイルス(CaCV)による

ピーマン退緑斑紋病(仮称)の発生について

病害虫名：ピーマン退緑斑紋病(仮称)

発生作物：ピーマン

病原ウイルス：*Capsicum chlorosis virus* (CaCV)

1. 発生確認の経過

- (1) 平成17年10月、神栖市のピーマンにおいて株がやや萎縮し、葉に退緑斑紋や輪紋症状の見られる株が発生した。
- (2) 被害株の症状からウイルス病が疑われたため、茨城県農業総合センター生物工学研究所及び日本植物防疫協会においてPCR法により検定したところ、本県では未発生のピーマン退緑斑紋ウイルス(*Capsicum chlorosis virus* : CaCV)によるピーマン退緑斑紋病(仮称)と特定された。
- (3) 本病は、平成17年に高知県で初めて発生が確認され、海外でもオーストラリアで発生が認められているだけである。

2. 病徴

葉では、病徴は特徴的な退緑斑紋(図1)や明瞭な輪紋症状(図2)を生じ、軽度な奇形を生じる場合がある。また、果実では奇形や軽度のモザイクを生じる。現在のところ、圃場内での発生は数株程度で、多発した事例は報告されていない。

3. 伝搬方法等

- (1) 本ウイルスは、TSWVなどと同じトスポウイルスに属し、アザミウマ類によって媒介される。媒介虫は、一旦ウイルスを獲得すると死亡するまで伝搬能力を保持するが、経卵伝染はしないとされている。
- (2) 本ウイルスは、アザミウマ類以外の虫媒伝染、種子伝染、土壌伝染はしないとされており、汁液伝染もしにくいと言われている。
- (3) 国内で発生を確認した作物はピーマンのみで、オーストラリアでは、トウガラシ類とトマトで発生が確認している。潜伏期間は、これまでの試験から2週間程度とされ、宿主植物については不明である。

4. 防除対策

本病の防除対策は、媒介虫の防除及び発病株の除去を徹底することが基本となる。

- (1) 本ウイルスを媒介するアザミウマ類の防除を育苗期から徹底する。
- (2) アザミウマ類の防除に当たっては薬剤防除のみでなく、ハウスの側窓や天窓等への防虫ネットの被覆、シルバーポリマルチの利用などの物理的防除対策を活用する。

- (3) アザミウマ類の耕種的防除対策として、ハウス内及び周辺の除草の徹底、栽培終了後のハウスの蒸し込みなどを行う。
- (4) ハウス内で一旦発病すると、媒介アザミウマ類により急激に感染が拡大する恐れがあるため、発病株及び発病が疑われる株は見つけ次第抜き取り、圃場外に持ち出して土中に埋めるなど、適切に処理する。



図1 葉の退緑斑紋



図2 葉の輪紋症状